○農林水産省告示第千九十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の八第一項の規定に基づき、登録認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年八月十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　登録年月日及び登録番号

平成十八年七月五日　第六十五号

二　登録認定機関の名称及び住所

社団法人大阪府畜産会　大阪府大阪市中央区馬場町三番三十五号

三　登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の区分及び種類

生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉の種類に限る。）

四　廃止年月日

平成二十一年一月十日

○農林水産省・環境省告示第五号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月十一日

農林水産大臣　石破　茂
環境大臣　斉藤　鉄夫

承認番号　09―46Ｐ―0004

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ダウ・ケミカル日本株式会社 代表取締役　フィリップ・ファイル 東京都品川区東品川２丁目２番24号 日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ （*cry1A. 105,* 改変*cry2Ab2, cry1F, pat,* 改変*cp4 epsps,* 改変*cry3Bb1, cry34Ab1, cry35Ab1, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (MON89034×*B.t.* Cry1F maize line 1507×MON88017×*B.t.* Cry34／35Ab1 Event DAS―59122―7, OECD UI: MON―89034―３×DAS―01507―１×MON―88017―３×DAS―59122―７) (MON89034, *B.t.* Cry1F maize line 1507, MON88017及び*B.t.* Cry34／35Ab1 Event DAS―59122―７それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　09―46Ｐ―0005

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号

承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性ダイズ （改変*cry1Ac, Glycine max* (L.) Merr.） (MON87701, OECD UI : MON―87701―2)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県稲敷郡河内町生板字小川4717番地 名　　称：日本モンサント株式会社隔離ほ場 使用期間：承認日から平成24年１月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えダイズの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ダイズの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、花粉の飛散を防止するための防風網を設置している。また、播種時には防鳥糸などを用いた鳥害防止策を講じる。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えダイズ及び比較対照のダイズ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えダイズを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該ダイズが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管をする場合を除き、本遺伝子組換えダイズの栽培終了後は、当該ダイズ及び比較対照のダイズを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えダイズが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　別に定めるモニタリング計画に基づき、モニタリングを実施する。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。